

記事内容

- ☆ディーセント・ワーク世界行動デー
- ☆地協ブロック連絡会、市長・町長政策懇談会
- ☆常総市水害救援ボランティア/メンタルヘルス研修会(基礎編)
- ☆関東ブロック海外視察
- ☆女性活躍推進法成立/エコ大賞2015
- ☆平成27年度埼玉県特定最賃/青年委員会「ユースラリー」
- ☆埼玉県労働委員会のご案内/もうすぐ選挙/11月の行動予定
- ☆あけぼのビル

すべての人に働きがいのある 人間らしい仕事を!

～10月7日「ディーセント・ワーク世界行動デー」～

■ ディーセント・ワークとは

国際労働機関(ILO)は、ディーセント・ワークについて「権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保障が与えられる生産的な仕事で、すべての人が収入を得るのに十分な仕事があること」と定義している。言い換えれば、すべての人が「働きがいのある人間らしい仕事」をおこなうことである。

■ 10月7日は「ディーセント・ワーク世界行動デー」

連合を含む世界162ヵ国・地域の1億7,600万人の労働者が結集するITUC(国際労働組合総連合)は、「公正なグローバル化をつうじた持続可能な社会」をめざして、毎年10月7日を「ディーセント・ワーク世界行動デー」と定め、世界中で一斉行動を呼びかけている。

■ 大宮駅東口にて街頭宣伝行動を実施

10月7日「ディーセント・ワーク世界行動デー」にあわせ、大宮駅東口において街頭宣伝行動をおこなった。

「ディーセント・ワーク/働きがいのある人間らしい仕事」は、その理念として、①全ての人に仕事があること、②安全で健康的に働けること、③職場での問題が平和的に解決されること、④働く人たちの権利が保障されることという、4つの戦略目標を掲げている。

また、連合は「働くことを軸とする安心社会」実現のため、労働者保護ルールの堅持・男女平等と女性活躍の推進・最低賃金の引上げ・雇用対策の強化など、さまざまな運動に取り組んでおり、これらはディーセント・ワークの実現につうじるものである。

今回の街頭宣伝行動では、現状の労働法制や雇用・労働環境への取り組みを紹介するとともに、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現の必要性を強く訴えた。

連合埼玉は今後も、働くみなさんの底上げ・底支えや格差是正に精力的に取り組む、その内容を訴える運動を強化していく。



挨拶する小林会長



アピールする近藤副会長



アピールする佐藤事務局長



ティッシュ配り(駅周辺歩道)



ティッシュ配り(駅周辺歩道)



ティッシュ配り(タクシードライバー)

全市町村で政策制度の実現を!

地協ブロック連絡会、市長・町長政策懇談会開催

10月14日(東部ブロック)、16日(北部ブロック)、20日(西部ブロック)、21日(南部ブロック)に「地協ブロック連絡会」と「市長・町長政策懇談会」を開催した。各ブロック連絡会では、連合埼玉小林会長をはじめ、各ブロック担当副会長、執行委員、各地域協議会四役が参加し、①2016～2017年度運動計画(案)、②2015年度政策制度要求(地協統一)、③第24回参議院選挙の対応方針について説明した後、各地域協議会での政策要請の取り組みや活動報告をおこなった。連合埼玉からは政策制度要求が未提出の市町村がなくなるよう、全ての市町村に対する要請を依頼した。その後の政策懇談会では、2015年度政策制度要求(地協統一)を説明し、各行政にかかわる問題について、出席した市長・町長、推薦議員とともに活発な意見交換がおこなわれた。

東部ブロック

政策懇談会には、2地協7名、久喜市の田中市長や行田市の川島副市長、7名の推薦議員を加え意見交換をおこなった。その中で「空き家・空き施設バンク創設」について、両市とも要請を受けて検討したいとのことであった。また、少子高齢化について、各種施策をおこなっているが、なかなか進んでいない実態があり大きな課題であることや、低所得者への対策、介護する方への対策など、話題は多岐にわたるものであった。



北部ブロック

政策懇談会は、3地協8名、推せん議員5名、また本庄市から小林経済環境部長、神川町から古平副町長の参加を頂き開催した。冒頭、今年度の要請項目の説明がおこなわれ、小林部長ならびに古平副町長からそれぞれ、行政の課題等についてお話をいただいた。県北地域は、県内他地域より人口流出が大きく、高齢化・過疎化が進んでいることから、共通課題として過疎化や地域創生について話題となり、地方創生の国・地方における議論のあり方などを含めて、討論がなされた。

西部ブロック

政策懇談会には川越市の川合市長、坂戸市の石川市長、鶴ヶ島市、朝霞市の副市長、三芳町の副町長に参加いただき、連合埼玉の政策要求に対しコメントいただいた。特に「日常生活に必要な交通手段の確保」については、各市の状況に応じて、デマンドバス、ワゴン車、また、デマンドタクシーなど様々な取り組みが報告された。交通手段の確保ではなく、トラックの売店が高齢者の多い団地を巡回することで大変喜ばれている、という事例も紹介いただいた。



南部ブロック

政策懇談会では、3地協11名、推せん議員15名、桶川市の小野市長、北本市の現王園市長をはじめ、4市1町から参加を得て、連合埼玉の政策制度要請内容と各市町の地方行政に関わる課題について意見交換をおこなった。特に各級選挙における投票率の向上については、多くの市町で大きな課題と捉えており、若年層への主権者教育や期日前投票所の設置場所などの施策について、活発な議論がおこなわれた。

被災された方々に、心をより添いながら

～災害ボランティア救援隊 茨城県常総市に派遣～

連合埼玉は、9月10日に発生した鬼怒川の決壊による水害被害への復旧支援のため、10月11日(日)、常総市若宮戸地区に災害ボランティア救援隊を派遣した。3連休の中日にもかかわらず、ボランティア隊41名(事務局含む)の参加を得ての派遣であった。

当日は朝、大宮に集合したのち、大型バスにて団体受付のある常総市石下庁舎へ向かった。到着後、準備が整い次第、マイクロバスに分乗し、被害の大きい玉地区・若宮戸地区の現地ボランティアセンターに向かい、状況の説明を受けたのち4班に分かれ、それぞれのお宅のニーズを伺いながら作業をおこなった。

今回、ボランティア救援隊が入った地区は、決壊した鬼怒川堤防の程近くであり、1m以上の浸水と1週間ほど水が引かなかった地域であった。そのためか、どの場所も大量の砂と泥に覆われていた。

被災され、ボランティアをさせて頂いたお宅の方々の心温まる支援もあり、隊員は、汗にまみれながらも、スムーズに作業を進めた。全4班とも、15時には作業を終了し、ボランティアセンターにて洗浄などをおこなったのち、帰路についた。参加いただいた隊員の皆さまには御礼を申し上げるとともに、今回の被害は広範囲に渡っており、息の長い支援が必要となることから、今後も協力をお願いしたい。



ウッドデッキ下の泥の掻き出し



水路に溜まった砂を出す

職場でのストレスを減らし、健康な職業生活を送ろう

～メンタルヘルス研修会(基礎編)～

9月28日(月)あけぼのビルにて、42名参加のもと、メンタルヘルス研修会(基礎編)を開催した。

今回の研修会では、

- ①職場におけるメンタルヘルスの現状
- ②セルフケア(職場のストレスと健康障害について)
- ③ラインによるケア(職場の快適化と部下への関心について)
- ④労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について

をテーマとし、厚生労働省「こころの耳」ポータルサイト運営事務局の石見(いわみ)忠土事務局長に講義をいただいた。

はじめにストレス発生要因とメンタル不調の進行に関する基礎的な内容を共有した後、メンタルヘルスに関する法制化・労働行政の動きや安全配慮義務の範囲など、法による定めのある事項を学んだ。

続いて、職場でのメンタルヘルス向上には4つのケア(自身、管理監督者、産業医・人事労務管理者、事業場外の専門スタッフによる)が継続的、計画的に実施される必要があるとの内容を詳しく学んだうえで、本年12月より施行される法に基づくストレスチェック制度の概要と実施にあたっての留意点などについて詳細な解説を受けた。

とりわけストレスチェック制度については、参加者の皆さんから「実施方法や運用上の課題がよく理解できた」とのコメントをいただいた。



講師：石見忠土氏



研修会の様子

連合関東ブロック連絡会「第25回海外交流視察団」

発展の息吹を感じて

ベトナム・ホーチミン市、カンボジア・シェムリアップともに、人の往来が多く活気に満ちており、両国のこれからの発展を予想させるような街であった。

ホーチミン市内は、オートバイが溢れかえり、縦横無尽、歩道さえ走り回っており、クラクションの音がいつまでも頭の中に残る喧騒と、近代的ビルと昔ながらの住宅や商店が混然としていた。

渡航2日目にJAM加盟であるJUKIのベトナム工場の視察をおこなった。5Sの徹底やMENDOMI運動(世話やき活動)などの日本と同じような職場環境整備と、労使協議制や現地採用者の管理職への登用など文化の違いを超えて、現地に根付く企業であると感じた。

3日目は、ホーチミン市労働組合連合を訪問し、意見交換をおこなった。ベトナム共産党による一党独裁の政府と、唯一のナショナルセンターという関係とのことであるが、政策制度について意見反映をおこない、労働者の待遇改善と、地位向上に対する影響力は大きいものと思われた。

4日目は、国際日本文化学園・一二三日本語教室を訪問し、日本語の特徴である修飾語や助詞などについても細かく丁寧に教えており、日本人でもあやふやなものをしっかりと教えているところを見学した。また、日本留学に備え、日本文化についても理解を深める活動をしていることには感心した。

今回の訪問により、東南アジア各国の発展状況ならびに日本との関わりを学ぶことができた。派遣いただいた連合埼玉の皆さんに、心より感謝申し上げます。

連合埼玉副会長 持田明彦(自治労)



街にはオートバイが溢れかえる



日本語学校を訪問

平和、人との絆、自然との共存を考えさせられた視察

ベトナム、ホーチミン市を訪問し、戦争証跡博物館を見学した。ベトナム戦争の事実を目に見える形で展示した施設であり、米軍による「枯れ葉剤」作戦の影響を受けた胎児のホルマリン漬けの実物。日本人ジャーナリスト、写真家をはじめ、数々の生々しいレポート写真。軍人の残虐性、戦争の悲惨な姿などを私たちは目の当たりにし、泣き叫ぶ声が聞こえてくるようで心が痛んだ。ベトナム戦争当時、日本は戦争に参加していなかったものの、沖縄の米軍基地からは、北爆をするB-52が飛び立っていった事実がある。武力による解決を模索するのではなく、話し合い、交渉によって平和を維持する努力の大切さを改めて考えた。

カンボジアでは、日本語学校の教育実践が印象的であった。日本人教師が、ほとんどボランティアで日本の言葉教育をつうじて、人と人との文化的交流を進めている姿に心を打たれた。

ホーチミン市の日本企業訪問の際、スコールの後、道ばたに咲いていたブーゲンビリアの赤い花、組合事務所で組合員に見送られながら歩く道の両側に置かれた観葉植物の鉢植えの数々、カンボジア、アンコールトム遺跡、タ・プロム回廊の建物に絡みつく、巨大なスポアンの木々、その目を見張るほどの根の力強さ…。

数々の自然と人との素晴らしい出会いに感動を与えられ、連合の理念である「世の中の不条理に立ち向かい、克服する。社会の格差に歯止めをかけ、信頼と連帯感にあふれ、次代を担う子どもや若者が希望と安心の中で働き・暮らせる社会をつくること」をしみじみと考えさせられた視察の旅であった。

連合埼玉執行委員 倉持光好(埼玉教組)



組合交流(左:倉持執行委員、右:持田副会長)



日本語学校に飾られている習字

女性活躍推進法が成立しました

本年8月、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が成立しました。

この法律により、国や地方公共団体、民間事業主は、女性の活躍に関する状況把握・課題分析／行動計画の策定・届出・公表／女性の活躍に関する情報公表などをおこなうこととなります。

(平成28年4月1日施行:労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

この法案を契機として男女平等参画社会の実現に向けた動きが進展すること、また、働く皆さんの立場に立った法案の実効性が確保できることが重要です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要 (民間事業主関係部分)

1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- ▶ 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定(努力義務)。

2 事業主行動計画等

※①～③について大企業(301人以上)義務/中小企業(300人以下)努力義務

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
 - 状況把握の必須項目(省令で規定)
 - ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率
 - ※任意項目についてさらに検討(例:非正規雇用から正規雇用への転換状況等)
- ② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表(指針に取った行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))
 - 行動計画の必須記載事項
 - ▶目標(定量的目標) ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間
 - ※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加
- ③ 女性の活躍に関する情報公表
 - 情報公表の項目(※省令で規定)
 - 女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報(限定列举)から事業主が適切と考えるものを公表
- ④ 認定制度
 - 認定基準(省令)は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、今後検討
- ⑤ 履行確保措置
 - 厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告

3 その他(施行期日等)

- ▶地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。
- ▶原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。 ▶10年間の時限立法。

—行動計画策定指針(告示)—

- ▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に関する効果的取組等を規定。
- ▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。

- 女性の積極採用に関する取組
- 配置・育成・教育訓練に関する取組
- 継続就業に関する取組
- 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- 女性の積極登用・評価に関する取組
- 雇用形態や職種の転換に関する取組(パート等から正規雇用へ、一般職から総合職へ等)
- 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組

(出典：厚生労働省埼玉労働局ホームページ)

連合エコ大賞2015



連合は「連合エコ大賞」を新設し、みなさまの取り組みに対する表彰を通じて、「環境にやさしいライフスタイルへの見直し」をより一層進めていきます。どうぞふるってご応募ください!

【募集内容】

2015年(1～12月)に取り組んだ環境保全および節電等に関する活動

(例)環境にやさしい10の生活、省エネ・省資源・リサイクル、植林活動、清掃活動、環境に配慮した製品の購入、産業の特性に対応した取り組み、地域性を活かした取り組み、広報・啓発活動、学習活動など

【応募資格】

- ① 組織の部 構成組織・地方連合会・加盟労組・関連団体
※組織単位は問いません。
- ② 個人の部 連合加盟組合員、関連団体関係者およびその家族

【応募締切】 2016年1月31日

【応募方法】

ウェブ上にある、所定フォーマットへの入力による応募を原則とします。詳しくはWebで!

URL <http://www.rengo.org/ecoaward.html>

【表彰】

大賞	副賞5万円相当(1件)
部門最優秀賞	副賞3万円相当(2件/組織・個人の部)
優秀賞	副賞1万円相当(5件)

【その他】

- ・応募の際にいただいた個人情報は、応募後の問い合わせや連絡など、応募・表彰以外の目的には一切使用いたしません。
- ・入賞作品は、「連合エコライフ21」ホームページに掲載させていただきます。その場合、応募作品および組織名/氏名(所属を含む)を公表いたします。

【お問い合わせ先】

日本労働組合総連合会(連合) 社会政策局
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
電話(03)-5295-0522 FAX(03)-5295-0546

平成27年度 埼玉県特定最低賃金の改正決定について

埼玉地方最低賃金審議会は、本年8月3日および5日に埼玉労働局長から「特定最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、6業種の特定最低賃金専門部会を設置し調査審議をおこなってきた。各業種とも特定最低賃金の引き上げ額について公労使で慎重かつ真摯な議論をおこなった結果、10月1日、埼玉労働局長に対し、以下に示す改正額を答申した。この特定最低賃金額は、本年12月1日より効力を発生することとなる。

産業別	時間額(円)	引上額	引上率	発効日
非鉄金属製造業	869円	15円	1.76%	2015年 12月1日～
電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業、 電子部品・デバイス製造業	874円	15円	1.75%	
輸送用機械器具製造業	883円	13円	1.49%	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部品製造業	883円	13円	1.49%	
各種商品小売業	834円	13円	1.58%	
自動車小売業	882円	13円	1.50%	

(参考:既報)埼玉県地方最低賃金

時間額(円)	引上額	引上率	発効日
820円	18円	2.24%	2015年10月1日～

青年層の未来への絆を構築

～2015年度 青年委員会ユースラリー～

連合埼玉青年委員会は、9月19日(土)～20日(日)に2015年度ユースラリーを、昨年に引き続き、越生町にある「ゆうパークおごせ」にて開催した。今年はシルバーウィークの初日・2日目という日程設定もあってか、青年委員会幹事含めて20名の参加であった。また、民主党埼玉県連市民青年局より、三神尊志さいたま市議、腰塚菜穂子熊谷市議の2名も参加いただいた。

初日は、各班に分かれた後、自己紹介も兼ねたアイスブレイキングで打ち解けてから、「ワークルールかるた」で労働法を学んだ。その後、梶原副委員長肝煎りであった「ヨガ教室」を開催し、体をほぐした。

2日目は、来年に控える参議院選挙より、投票年齢が引き下げられることから、佐藤事務局長より、「青年層の政治参画にむけて」と題し、講義をおこなった。その後、各班で「青年層の政治参画にむけて私たちができること、やらなければいけないこと」というテーマで、討議をおこない、各班で討議された内容を発表し、意思統一をはかり、ユースラリーを終了した。

今年は参加者が少ない分、一人ひとりと話す時間が増え、つながりが深く持てたとの声があった。来年以降も引き続き、組織を超えた青年層の絆の構築のため開催していく。



参加者全員で



1日目 今年はヨガにも挑戦



2日目 「青年層の政治参画にむけて」

佐藤事務局長

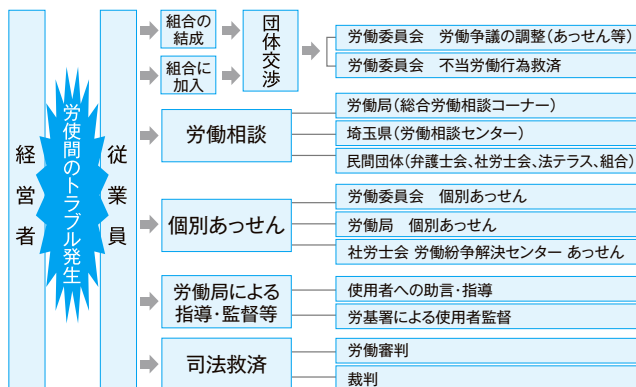
職場でのトラブル解決を労働委員会がお手伝い

「解雇・雇止め」「賃金の引上げ」「パワハラ」「団体交渉拒否」など職場で困ったことはありませんか？労働委員会では、中立・公平な立場であっせんや不当労働行為の審査をして、労働者や労働組合と会社とのトラブル解決をお手伝いします。手続きは簡単・無料です。ぜひご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/index.html>

お問い合わせ 埼玉県労働委員会事務局
TEL 048-830-6465

トラブル解決のための主な手段



※複数の手段を順次使うことも、原則として可能。ただし、裁判で係争中の案件は、個別あっせんは使えません。
※経営者が労働相談、個別あっせん、労働争議の調整、司法救済を利用することも可能です。

= もうすぐ選挙 =

桶川市議会議員選挙

◆佐藤 洋(さとう ひろし) 66才(民主・現2・連合埼玉推薦3回目)
◆新島 光明(にいじま みつあき) 64才(社民・現1・連合埼玉推薦2回目)
告示日:2015年11月8日(日) 投票日:2015年11月15日(日)

朝霞市議会議員選挙

◆黒川 滋(くろかわ しげる) 44才(無所属・現1・連合埼玉推薦初)
◆山下 隆昭(やました たかあき) 34才(民主・新・連合埼玉推薦初)
告示日:2015年11月29日(日) 投票日:2015年12月6日(日)

上尾市議会議員選挙

◆池野 耕司(いけの こうじ) 65才(民主・現2・連合埼玉推薦2回目)
◆浦和 三郎(うらわ さぶろう) 66才(民主・現1・連合埼玉推薦2回目)
◆町田 皇介(まちだ こうすけ) 35才(民主・現2・連合埼玉推薦2回目)
告示日:2015年11月29日(日) 投票日:2015年12月6日(日)

現在予定される11月の日程表です

11月	連合埼玉・事務局	行事等	地協・産別・労福協・福祉事業団体・県・上部・外部団体
1日 日			
2日 月			
3日 火			
4日 水			
5日 木	第12回四役・執行委員会(10:00～・ときわ会館)		連合「2016春季生活闘争中央討論集会」(13:00～・浦安ブライTONホテル)
6日 金	教育フォーラム2015(13:30～・ときわ会館)		連合「2016春季生活闘争中央討論集会」(9:30～・浦安ブライTONホテル) ①埼玉私鉄「第40回定期大会」(11:00～・東武鉄道労組春日支部) ②基幹労連埼玉「第13回定期大会」(18:00～・東武バケットホール上尾)
7日 土			JR連合「第20回定期委員会」(13:30～・さいたま市産業振興会館大会議室)
8日 日			①埼玉教組「第26回埼玉教育研究集会」(9:30～・県立和光特別支援学校) ②桶川市議会議員選挙告示日 ③秩父地域協議会「組織代表者会議」(14:30～・笛吹市)
9日 月			民主党埼玉県連「2015政経文化の集い進」(18:00～・浦和ロイヤルバインズホテル)
10日 火	第4回ライフサポートステーション運営会議(15:00～・連合埼玉会議室)		①埼玉県地域訓練コンソーシアム(10:00～・埼玉職業能力開発促進センター) ②連合「第1回地方連合会事務局長会議」(13:30～16:00・連合会館) ③連合・連合総研共催「地域再生シンポジウム」(16:00～18:30・全電通労働会館多目的ホール)
11日 水	女性委員会第9回幹事会(18:00～・連合埼玉会議室)		ときわ会館理事会(10:00～・ときわ会館)
12日 木			埼玉労福協企画委員会(10:00～・ときわ会館)
13日 金			北埼玉地域協議会部会合同幹事会(18:30～・ルートイン羽生)
14日 土			
15日 日			①フード連合「第14回代表者総会」(10:00～・ときわ会館) ②桶川市議会議員選挙投票日
16日 月	政策・制度要請 県議会会派への説明会(14:00～・無所属県民会議)		
17日 火			
18日 水			
19日 木	第14回定期大会(10:00～・浦和ロイヤルバインズホテル)		
20日 金			
21日 土			
22日 日			
23日 月			
24日 火			交連労協「第23回定期総会」(14:30～・JAM埼玉友愛会館)
25日 水	第1回官公労部門連絡会(18:30～・連合埼玉会議室)		
26日 木			①埼玉労協協理理事会(10:00～・ときわ会館) ②連合「第1回地方連合会代表者会議」(14:00～・浦安ブライTONホテル東京ベイ)
27日 金	①埼玉シニア連合第7回幹事会(12:00～・連合埼玉会議室) ②埼玉シニア連合「第19回定期総会」(14:00～・あけぼのビル)		連合「第71回中央委員会」(10:00～12:30・浦安ブライTONホテル東京ベイ)
28日 土			
29日 日			①連合関東ブロック「第4回幹事会」(14:00～・箱根ホテルおかだ) ②上尾市議会議員選挙告示 ③朝霞市議会議員選挙告示
30日 月			

あけぼのビル

事務局長 佐藤 道明

◆市と市民の協働の危機

新聞等で報道されている通り、「さいたま市市民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）」の指定管理を停止し直営化する条例が、さいたま市の9月定例議会の最終日に可決された。サポートセンターは、760日に及ぶ検討を経て「すべての市民に開かれた施設であること。市民と共に成長する施設であること。誰にとっても居心地のいい場所であること」を謳い、2007年10月にオープンした。

以来8年にわたって、「さいたまNPOセンター」が指定管理者となり、市と市民がパートナーとして共に責任を持って運営を担う「さいたま市型協働管理運営」を実践し、開かれた運営をおこない利用者に高い評価を得てきた。承知の通り、さいたまNPOセンターは連合埼玉との関係も深く、特に「ネットワークSAITAMA21運動」スタート時からの協力団体である。

市民と一緒に施設の在り方と市民活動とは何かを常に考え、フェスティバルや様々なイベントには多くの市民や市民団体、そして連合埼玉も企画から参加し、話し合いを重ね、理解と信頼を深めながら運営してきたサポートセンターのしくみが、さいたまNPOセンターや市民活動団体に何の説明も話し合いもなく、壊されようとしていることに強い危機感と憤りを覚える。

◆条例見直し(サポートセンター直営化)の経緯

7月27日、サポートセンターの第3期(平成28～32年度)指定管理者の公募があり、共同事業体「さいたま市市民活動推進機構(以下、機構)」(さいたまNPOセンターと都市づくりNPOさいたま)として申請書を提出、10月4日には公開プレゼンテーションがおこなわれた。応募団体は機構と他2団体であり、公開プレゼンテーションを傍聴した人の感想は事業内容や運営体制など全般的に機構が優れていたとの声が多かったと言う。

しかし、10月5日のさいたま市議会の決算・評価特別委員会で自民党議員が、サポートセンターの登録団体約1700団体のうちの14団体を列挙して、原発や憲法9条、拉致問題など政治的テーマを扱う団体の利用を問題視する発言をおこなった。

さいたまNPOセンターは「市民活動サポートセンター

条例」に基づいて運営しており、同条例は「特定非営利活動促進法」や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づいたものである。「協働の推進条例」の第2条2項では、「主義」(政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的原理・原則)の支持や推進は市民活動から除いているが、個別の政策や施策に対する活動は、市民活動から除いていない。しかし、10月9日、「さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議」という附帯決議をつけて26年度決算報告書は「民主改革」の反対、共産党退席の中、自民党、公明党の賛成で承認された。

事態はそれで終わらず、10月15日に本会議において、自民党から「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正案が提出された。「センターの管理を指定管理者におこなわせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない」という内容で、平成28年4月1日の施行とした。

条例改正案を提案した自民党議員は「利用許可や団体登録など、重要な問題が民間に委ねられているのが問題。市が条例や規約を整備して、正常な形の管理に戻すべきだ」と説明した。この条例改正案は民主改革や共産党が反対したものの自民党と公明党の賛成で、翌16日に可決された。

◆「民主主義の力」を削ごうとする政治圧力

なぜ、サポートセンターの第3期指定管理者の公募、公開プレゼンテーションまで済んでいるにもかかわらず、この段階で条例を見直し、次年度のサポートセンターの運営を直営でおこなう必要があるのだろうか。この条例改正により、次のような問題が考えられる。①時間をかけ話し合いを重ねてできた「さいたま市型協働管理運営」の仕組みや、施設の存在の根幹を揺るがす条例であること。②「市民が市民の立場に立って運営している施設」ではなくなる。③それによって自由な市民活動が脅かされる恐れがあること。④そしてこの条例のもとになった根拠があまりに乏しいこと。

確実に言えることは、政治的テーマを扱う団体を、市民活動ではないという認識があるとすれば、それはおかしいということである。政治家なる肩書の人以外は、政治的テーマにかかわってはいけないのか。なぜ、市民が街や社会を良くしようと自分たちで動くことを容認しないのか。様々な意見があり対立するものだって勿論あるが、一人ひとりの市民が主体的に社会にかかわる意識を持つことが、「民主主義の力」になるのではないのか。

2015.10.23